津島市都市計画審議会 議事録(要旨)

- 1 日 時 令和3年11月9日(火)午後2時30分から4時00分まで
- 2 場 所 津島市役所5階第1委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 内容
- 議題(1)津島市都市計画マスタープランについて
- 議題(2)津島市緑の基本計画について

議長

子育てについては、全庁的な取り組みということもあるが、公園や緑の整備は子育て環境の充実につながる。ウォーカブルな空間も関連しているため、都市計画マスタープランにも子育てに関連する内容の記載がある。

小田急線全線の子ども料金についての報道があったが、行政だけでなく民間と手を組みながら、子育て世代を呼び込むことも一つの方策としてあるのではないか。

皆さまからいただいたご意見への対応は今回が最終ということになるが、ご質問等がればお願いしたい。

委員

防災とは耐震化や空き家などのハードだけの話ではない。資源として活かす考えを入れてもらえたのは良かった。あわせて、評価指標をもう少し充実させてはどうかという話だったと思うが、資料1のP6「浸水区域内の可住地における避難所 500m圏域のカバー率」について、浸水区域内の建物の安全性はどのように考えているのか。

事務局

避難所は、主に2階建以上で避難場所指定がされている。目標値については、将来都市構造図の各拠点に避難所が新たに整備されれば、概ね100%を達成できる。

委員

市民が読んだ時にそこの判断ができないと思う。わかるように説明を入れるなどすると良い。

事務局

一次避難所の指定による民間との連携も視野に入れている。ご指摘の通り整理していく。

議長

地域の方々に、どこが避難所かが認識されていない可能性があるため、しっかりと周知をした方が良い。都市計画マスタープランでは、地域防災計画の中の必要なハード整備などを進めていくことになると思う。

他にご異論があればお願いしたい。

ご異論がないため採決を取りたいと思う。

議案(1)津島市都市計画マスタープランについて、ご賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

全員から挙手をいただいたので本議題については賛同ということで決する。

続いて、議案(2) 津島市緑の基本計画について、ご賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

全員から挙手をいただいたので本議題についても賛同ということで決する。

二つの議案について、市長に答申をするため、その答申案を事務局よりお配りいただきたい。

原文についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。 それでは、この答申案についてご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

皆様からご承認いただいたということで、この内容で答申者より後日、津島市長に提 出させていただく。

議題(3)名古屋都市計画生産緑地地区の変更について

議長

今回の生産緑地の解除箇所に、都市計画施設はないということで良いか。

事務局

今回の解除箇所に都市計画施設はない。

議長

グリーンインフラは大変重要になってきている。都市計画として緑地を残すのは重要である。今後、津島市で都市内の緑地の保全について何か考えはあるのか。

事務局

生産緑地にについて市民農園の相談も増えてきている。ただ、需要と供給のマッチングが難しいため、そこを重点的に検討しながら進めたい。

議長

土地を貸すこともできることは素晴らしい。それも含め、グリーンインフラや防災緑地といった意味もあるため、必要に応じて残していくといった方策の検討をお願いしたい。

他に特にご異論がないようなので、採決を取りたいと思う。

議案(3)名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、ご賛同いただける方は挙手をお願いしたい。

(全員举手)

全員に挙手いただいたので、本変更案については賛成するということで決する。 本変更案については、市長に答申をするため、その答申案を事務局よりお配りいただ きたい。

答申案についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。 それでは、この答申案に関して、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

(全員举手)

皆様からご承認いただいたということで、この答申案の通り、答申者より後日、津島 市長に提出させていただく。

報告事項(1)津島市立地適正化計画について

議長

説明に対してのご質問、ご意見等があればお願いしたい。

立地適正化計画は都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定する。津島市の場合は、まず都市機能誘導区域を設定し、誘導施設の指定、誘導施策を打つという流れになっている。その後次年度以降に居住誘導区域を設定する。居住誘導区域は直接住民にも関わってくるため慎重に設定する必要がある。都市機能誘導区域や施策についてご意見があればお願いしたい。

委員

立地適正化計画は民間の協力がないと成り立たない。魅力となる方策や施策を、より具体的にご説明いただけると良い。

事務局

将来像を共有し、津島市の将来を目で見える形で示していく。誘導施策の柱として 挙げているエリアマネジメントの実施は官民協働の第一歩になる。本編 P62、計画の進 め方のイメージを示しているが、状況に応じて随時見直しをしながら柔軟に動いてい く。

委員

今回都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導施設を設定する。令和4年には居住誘

導区域を設定するのであれば早急な話になる。エリアマネジメントを行う際に、積極的 に他団体の意見を集約できるとよい。

委員

計画としてまとめながら、着実に進めていくことになる。

誘導施設について、市独自の設定に期待している。民間に魅力を発信するポイントになる。

概要版 P2 に書かれた施設は、都市機能誘導区域外に設置する際に届け出が必要になるが、子育て支援関連や福祉関連等は都市機能誘導区域外でも需要があるのではないか。

事務局

本編 P38、津島市に子育て支援施設をはじめ福祉施設などの身近な施設は、ほぼ市街 化区域全域をカバーしているため、誘導施設として設定したのは広域的な利用が考えら れる施設のみである。

委員

子育て支援施設の一時預かりなどは、誘導施設に含まれないということか。

事務局

施設の機能として、「一時預かり施設」は誘導として該当しない。市独自での誘導施設は、これら施設と併合する複合施設を想定している。

委員

維持型ではあるが都市機能誘導区域外に設置する場合は届け出が必要になる。その場合は規模で制限をするのか。

事務局

子育て支援施設とは、面積などの規模的な要件ではなく、機能的な要件で制限をした。 面積などの規模的な要件として設定した施設は商業施設としている。

委員

本編 P60・61 の届出制度の対象となる誘導施設の一覧表について、例えば医療施設は 津島市民病院のみ、という意味なのか。

事務局

その通りである。

委員

子育て支援施設についても子育て支援センターのみ、という意味なのか。

事務局

その通りである。

委員

それでは、一覧表の区分は、誘導施設欄の施設の区分であり、誘導施設の対象という

意味ではないという理解で良いか。

事務局

区分欄の区分は誘導施設欄に挙がっている施設の種類になる。

委員

このような区域設定は他自治体でも例があるのか。

事務局

津島市として、立地適正化計画にて「どうまちづくりを進めるか」を焦点にした場合、 都市拠点内で都市生活の活動に必要な機能を考えると、単独機能しかない施設より複合 的な施設が好ましいと考え、国の補助要件を参考に誘導施設を設定した。

また、市街化調整区域内においても、コミュニティ維持を行いつつ生活に必要な機能を補完していく土地利用を進めるべく、その指針を都市計画マスタープラン上に示している。こうした観点から、都市機能誘導施設については規模的な限定は避けた。

委員

津島市の立地適正化計画が法律に基づいた形で認められるのであれば問題はない。 概要版 P3 に想定施策が示されているが、これが全て実現できれば素晴らしいまちになると思う。

事務局

今回のこの都市機能誘導区域を設定するにあたり、陳腐化した都市を新しく循環させていくための戦略となるプロデュースを明確にしたいという思いがあった。これらをプロモーションとしてマネジメントしていきたい。

委員

エリアマネジメントで1歩ずつという姿勢を持ちつつ、大胆に都市を変えていくという意思が見える。

委員

居住誘導区域の設定は来年度以降になるが、防災指針の検討も行うのか。

事務局

来年度の居住誘導区域検討の中で、防災指針も検討していく。

委員

津島市は浸水想定区域内での避難になる。いかに自治体内での避難ができるかは大きな課題である。都市機能誘導施設と防災指針は関連させて検討しているのか。また、その内容は記載されているのか。

事務局

概要版 P3、防災・減災対策として誘導施策の中に盛り込んでいる。事前復興まちづく

りをはじめ防災施設、避難路整備もあわせて進めていきたいと考えている。誘導施設についてもホテルを避難所として活用するなど、防災を含めたインセンティブの施策も検討していく。広域避難については、木曽川の流域治水プロジェクトなどの他事業とも関連させて来年度以降に検討していきたい。

委員

本編 P57、誘導施策の事前復興まちづくりの検討とは、具体的にどこまで検討するのか。また、オープンスペースとあるが、空地を連想してしまう。補完としての避難場所を想定しているのであれば記述した方が良い。

事務局

国では、地区計画の地区整備計画に地盤の嵩上げなどの対策を盛り込む検討をしている。国の指針も参考にしながら防災指針を策定していきたい。

委員

現在、中心市街地内にて屋上に駐車場がある商業施設とは、防災協定等を結んでいるのか。

事務局

現時点では結んでいない。

委員

一今後、民間の方々にインセンティブが与えられ、防災空間の提供が進むような方策を 考えると良い。

概要版 P2、「歴史に触れられる文化施設」について補足説明していただきたい。

事務局

P2 に示す施設の例示としては、文化財は活用を含めて保全するべきとの考えから、文化財保護法にある計画を想定した事業を検討している。

委員

子育て支援、子育てには経験が必要である。津島市では子育て世代とそうでない世代 の交流が進められるとよい。津島らしさとして進められると良い。

委員

子育て支援について、子育て関連の課との連携は取っているのか。

事務局

津島市子ども子育て支援事業では、「津島らしさ」という意味で、地域全体での「協

育力(教育力)」と家庭での「共育力(教育力)」に繋がる施策を設定している。居住誘導区域を設定する際、こうした子育て関係の計画とも整合を図り、市外への発信にも取り組んでいきたい。

委員

子育て関連の課との連携は取れているということで良いか。

事務局

これまで、都市計画マスタープランでは医療、福祉、子育てといった分野は、なかなか連携が図れなかった部分である。立地適正化計画では、これら分野と積極的な連携が図れる計画と考えている。

委員

モデル事業のようなものができると良い。

委員

名古屋市に近いこの津島市で計画が進めば良いと思う。

委員

都市機能誘導区域で都市化は進むが、保全すべき緑は保全するという観点は持ってもらいたい。

委員

本編 P53、「信仰」という言葉は行政計画に出す上で問題はないのか。

本編 P53 のエリアの色分けと概要版 P3、本編 P58 の図面上の色分けがあっていないのではないか。

概要版 P3、本編 P58 の新交通の導入について、エリア全体の事を言っているのであれば赤枠になるのではないか。

事務局

伊勢市を参考にしたが、伊勢市は政教連携を掲げているため、政教分離の観点で言え ば適切ではないかもしれない。慎重に検討する。

委員

配色の指摘については、対応をお願いしたい。

委員

絵にかいた餅にならないようにしてもらいたい。

まちを活性化する上で、ファーストステップは何なのかを明確にしていただけると実現に近づくのではないか。

事務局

目標に向かうために目的を持って手段に取り掛かりたい。まずはまちなかの拠点整備

からスタートし、駅の方へ広げていきたい。用途地域や基盤整備も含めて進めていきたい。

委員

これからの都市計画やまちづくりには、民間の協力や活力の活用が欠かせない。行政 と民間がバランスよく進めることが大切である。役割分担をしながら津島らしいまちを つくっていただくと良い。

委員

歴史に触れられる文化施設には期待している。

委員

多くの方々も期待していると思う。ぜひ実現してほしい。

業事紀要々孝

委員

10年前にはコンパクトシティのイメージが全くわかなかった。行政と民間が協力し同じ方向に向くように進めて欲しい。

委員

概要版の想定事業はすでに着手している事業がある。実行と検証の積み重ねでこの計画は大成していくと思っている。

委員

立地適正化計画は見直しを求められている計画である。進捗管理をしながら見直し、改善が必要なら対応をお願いしたい。

以上で終了、散会

		
議事録署名者		

令和3年11月9日(火)津島市都市計画審議会出席者名簿

委 員	氏 名
名城大学教授	松本幸正
名城大学教授	宮本由紀
名古屋大学特任准教授	荒木裕子
津島商工会議所会頭	伊藤彰浩
津島市農業委員会会長	伊藤二三男
司法書士	染川明美
津島市議会議長	加藤則之
津島市議会総務建設委員会委員長	浅井英昭
市民代表 (津島市都市計画マスタープラン策定委員会委員)	杉山尚美

事務局	氏 名
津島市市長	日比一昭
津島市建設産業部長	高林茂宏
津島市建設産業部参事	武田博幸
津島市建設産業部都市計画課長	角田達哉
津島市建設産業部都市計画課補佐	松尾達也
津島市建設産業部都市計画課主査	志知昌人
津島市建設産業部都市計画課主査	加藤良介